

令和4年9月6日  
国 税 庁

「酒類における有機の表示基準を定める件を廃止する件」の制定（案）及び「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の制定について（法令解釈通達）」の一部改正（案）に対する意見公募手続の結果について

「酒類における有機の表示基準を定める件を廃止する件」の制定（案）及び「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の制定について（法令解釈通達）」の一部改正（案）について、令和4年6月15日から同年7月14日までホームページ等を通じて意見募集を行ったところ、合計2者から御意見をいただきました。お寄せいただいた御意見及び御意見に対する国税庁の考え方は別紙のとおりです。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

1 御意見の受理状況

○ 郵便等によるもの	0者
○ FAXによるもの	0者
○ インターネットによるもの	2者
合 計	2者

2 御意見及び御意見に対する国税庁の考え方  
(別紙参照)

「酒類における有機の表示基準を定める件を廃止する件」の制定（案）及び「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の制定について（法令解釈通達）」の一部改正（案）に対する御意見及び御意見に対する国税庁の考え方

御意見	御意見に対する国税庁の考え方
<p>有機表示の取扱いが変更されることにより、得られる利益もあるが、事務手続や費用負担面で従前の表示制度から大きく変更される点があるため、できる限り事業者の事務負担等を軽減し、費用負担の面でも軽減支援していただくよう要望する。</p>	<p>本告示廃止後に酒類について「有機」又は「オーガニック」の表示を行う場合には、原則として、日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号。以下「JAS法」という。）に基づく財務省・農林水産省告示で定める規格に則った表示を行っていただくこととなりますので、酒類製造者におかれては、他の有機加工食品と同様に、JAS法に定める手続が必要です。ただし、酒類製造者への事務負担を軽減する観点から、廃止後 3 年間は、従前のルールに基づいた表示を行うことを可能としています。</p> <p>なお、御意見をいただいた費用負担の面について、追加負担が少なくなるよう農林水産省と国税庁で引き続き検討してまいります。</p>
<p>国際的に標準的な事なのであれば、廃止について特段反対しない。（ただ、国際的に一般に行う事が可能な認定なのであれば、制度については残しておく方が望ましいのではないかと考える。全世界的に「ちゃんとした食べ物」を求める市民のニーズが存在すると考えるが、作物育成時や製造時において「ちゃんとした」作り方がされているという保証の一種である有機認定制度が無くなるのは、酒類についてもあまり良い事とは思われない（もちろん、有機認定が無くても、それが正しければ色々な事を広告する事は出来るはずであるが、それでもなお有機認定は一種の指標・シグナルとして有用であるものとする。））</p>	<p>有機認定制度が無くなるわけではなく、JAS法に基づく財務省・農林水産省告示で定める規格において酒類に関する有機表示ルールが整備されることとなります。</p>